

16企技第1130号
平成16年6月25日

部内各総括参事
各建設事務所長
各土木事務所長
各管理事務所長様

土木部長

橋梁耐震補強工事の施工管理について（通知）

このことについては、平成15年3月26日付け15土検第73号にて通知しているところですが、県内においても落橋防止装置に係るアンカーボルトの一部において施工不良が確認されたのを受け、さらなる構造物の品質や性能の確保のため、下記のとおり監督員の検査方法を見直しましたので通知します。

なお、本通知に伴い、平成16年3月26日付け15土検第73号は廃止する。

記

- 1 実施対象
福島県土木部が発注する全ての橋梁耐震補強工事
- 2 実施方法
別紙特記仕様書を設計図書に添付し、請負者へコンクリート削孔長の施工管理を厳正に実施させる。
- 3 適用
平成16年7月1日以降起工決裁に係るもの
- 4 監督員の確認頻度
コンクリート削孔長の検査を、監督員は現場において全数行うこととする。

特記仕様書

橋梁耐震補強工事におけるコンクリート削孔工について

1 請負者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の記録を監督員に提出しなければならない。

(1) 出来形管理記録

出来形の規格値及び施工管理基準は、下記のとおりとする。

| 測定項目 | 規格値 | 測定基準 |
|------|-------|------|
| 削孔深さ | 設計値以上 | 全数 |

(2) 写真管理記録

写真管理基準は、下記のとおりとする。

| 撮影項目 | 撮影頻度(時期) | 提出頻度 |
|------|-------------|------------|
| 削孔深さ | 全数 (施工後) | 10施工箇所に各1枚 |

2 監督員による検査は、下記のとおりとする。

なお、請負者は監督員の検査について、施工予定時期等を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

| 検査事項 | 検査頻度 | 検査時期 |
|------|------|-------|
| 削孔深さ | 全数 | 削孔完了後 |

橋梁耐震補強工事におけるアンカー工の材料について

(1) 写真管理記録

写真管理基準は、下記のとおりとする。

| 撮影項目 | 撮影頻度(時期) | 提出頻度 |
|---------------|-------------|------|
| アンカー工 (材料) | 全数 (施工前) | 全数 |